

にいがた安心こむすび住宅推進事業 最大425万円補助 事業者募集中



Before



After

新潟県では、子育てしやすい住宅の普及促進に向け、こどもの事故防止や家族のふれあい等に配慮した空家のリノベーションを行い、子育て世帯等に販売する買取再販事業者に対して補助を行っています。

リノベーション補助
最大300万円
⇒ **拡375万円**
(補助率1/2)

雪国型ZEH加算
50万円
雪国型ZEH



購入者の声

- 新築より安くて購入しやすい
- 中古だけど品質が確かで安心
- 子育てに便利な間取りや工夫



子育て支援

- 若者に優しい価格帯の住宅供給
- 子育てしやすい住環境の提供
- 中古住宅に対する意識改革



事業者の声

- 新たな事業にチャレンジできた
- 補助により売りやすくなった
- 会社のイメージアップにつながる



空き家対策

- 子育て世帯の移住・定住促進
- 経済波及効果
- 増加する空き家の抑制



業界の育成

- 買取再販事業への参入促進
- 既存住宅流通市場の活性化
- 既存住宅の性能等の適正な評価



STEP 1 事業者の登録

まずは事業者の登録申請をしてください

登録の要件

- ・宅地建物取引業免許を有する（個人事業主も可）
- ・新潟県内に本店、支店または営業所を有する
- ・安定的運営を図れる資力を有する
- ・法令等を遵守している など



STEP 2 空き家の買取(仕入れ)

空き家の要件

- ・築10年以上の戸建て住宅
- ・事業者が販売目的で買い取ったもの
- ・災害発生の危険度が著しく高い区域に立地していない など



プラス基準

スタンダード基準に右の必須項目を追加し、より子育てしやすい住宅としたもの

必須項目（プラス）

- ・床の段差解消
- ・対面キッチン
- ・収納の確保

スタンダード基準 (従来基準)



STEP 3 改修計画作成と 交付申請

改修計画が決まったら交付申請をしてください

交付申請の要件

- ・新耐震基準を満たす（耐震改修で基準を満たしても可）
- ・住宅の延床面積等の合計が概ね100㎡以上である
- ・「にいがた安心こむすび住宅基準（こむすび住宅スタンダード基準又はこむすび住宅プラス基準）」に適合させるための改修を行う
- ・第三者によるインスペクションを行い、既存住宅売買瑕疵保険の検査基準を満たす など



STEP 4 リノベーション工事の実施

交付決定がおりたら工事を実施します

工事の留意点

- ・令和8年度からは、従来の「リノベーション完成後販売」に加え、「リノベーションプラン付き販売（購入者と契約後、工事着手）」という方法も選択できる
- ・工事後、事業完了実績報告を提出する など

県で内容を確認した後、
補助金が支払われます



STEP 5 こむすび住宅の販売

子育て世帯等に販売してください

販売の要件

- ・売買契約は、補助金の交付決定後とする
- ・少なくとも2年間は子育て世帯又は若者夫婦世帯に販売対象を限定する（注：この間に子育て世帯等以外に販売した場合は補助金返還となる）
- ・工事に係る補助相当額を差し引いた額を販売価格とする
- ・事業の概要を販売広告に掲載するなど、購入者へ十分説明する など

売買契約報告書、入居完了報告書を提出して終了です 詳しくはホームページへ

プライスダウン
最大400万円

